三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字男山九四九の一、九五一、字ハタ一二九の一、一二九の二、字柳沢四〇四の一、四一二、四一二の二、昼間字坪井谷三八八九、三八九一、三八九五から三八九七まで、三九〇〇、三九一〇、三九一二、三九一三、三九一五、字前山四〇五五の四六、四〇五五の三〇五、四〇五五の三〇六、四〇五五の六五八、足代字宮谷四二一七、四二一八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字石木二三五の二、二八五の一、二八五の二、二八七、五六七、五六八の一、五七〇、五七三、字小見一六三、二六一の五〇、二六一の五六、字増川六五六の一、六五六の二、六五七、六六九の一から六六九の四まで、六七〇から六七二まで、六七三の一、六七四の一、六七四の二、六七五の一から六七五の四まで、六九二の三、六九三、六九四、六九五の一から六九五の三まで、六九七の一、六九七の四、六九八の一、六九八の三、六九八の四、七二〇の一から七二〇の三まで、七六五の一から七六五の三まで、七六六の一、七六六の二、足代字山分四五八九の三七、四五八九の五四八（次の図に示す部分に限る。）、四五八九の九九七の三、字関ノ尾四二七八、四二七九の一、四二七九の二、四二八〇の一、四二八〇の二、四二八一の一、四二八一の二、四二八二から四二九八まで、四二九九の一、四三〇〇、四三〇一の一、四三〇一の二、四三〇二、四三〇三、字ヒジリカミ四三〇四の一、字明法谷四四六一、四四六二、西庄字桑内一七〇、一七一の二、一七二、二三三から二三五まで、二三八、二三九、二五一、字新発地一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一二七、字宮本四、六の一、七の一、一七、一九、二〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字石木二八五の一・五七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三五の二、二八五の二、二八七、五六七、五六八の一、五七〇、字小見一六三・二六一の五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字増川六五六の一・六五七・六六九の一・六七〇・六七二・六七三の一・六七四の二・六七五の一・六九三・六九四・六九五の一・七二〇の一・七六五の一・七六六の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、六七一、字山分四五八九の三七・四五八九の五四八・四五八九の九九七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字関ノ尾四二八六から四二九八まで、四二九九の一、四三〇〇、四三〇一の一、四三〇一の二、四三〇二、四三〇三、字ヒジリカミ四三〇四の一、字明法谷四四六一、四四六二、字新発地一〇八、一〇九の一・一〇九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町足代字蛇谷四一九〇の一、字丸山四一八三の一、西庄字加茂山一三一の二、一七六の二、一七七の一、一八一、一八八の二、一八九、二〇七、二七四、字新発地二一八の一から二一八の四まで、三四六の一から三四六の四まで、加茂六九七二、六九七七、六九八一、六九八八、中庄二六六二から二六六四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町昼間字寺尾四〇〇二の一、四〇〇二の二、四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇六の三、字平山一二二九の二、一二三一の二、字前山四〇五五の一九、西庄字新発地一三一の二、一八一の一から一八一の三まで、字野根上一九一の二、一九二の三、一九二の四、一九二の一二、一九二の一五、一九二の二一、一九二の二二、一九二の二四から一九二の二六まで、一九二の二八、一九二の二九、一九三の三、一九三の四、一九四、一九六から一九八まで、二七〇の一から二七〇の四まで、二七〇の六、二七三の一から二七三の二二まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字寺尾四〇〇二の一、四〇〇二の二、四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇六の三、字平山一二二九の二、一二三一の二、字前山四〇五五の一九、字新発地一三一の二、一八一の一から一八一の三まで、字野根上一九一の二、一九二の三、一九二の四、一九二の一二、一九二の一五、一九二の二一、一九二の二二、一九二の二四から一九二の二六まで、一九二の二八、一九二の二九、一九三の三、一九三の四、一九四、一九六から一九八まで、二七〇の一、二七〇の三、二七〇の四、二七〇の六、二七三の一、二七三の三から二七三の二二まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）